

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14  
電話 (243) 0141  
20 年 3 月 16 日

## 確定申告を1ヶ月延長

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国税庁は、2019年分の所得税の確定申告受け付けを1ヶ月延長すると決めました。消費税申告、市・県民税の申告も4月16日までとなります。

## 県青協定期総会と

### 補助金獲得セミナー延期のお知らせ

3月21、22日に開催予定の県青協総会。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、延期とさせていただきます。詳しい日程が決まりましたら、またご案内します。

## 換価の猶予で税金を「分納」に

一度に税金を納付することで事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合には、申請により「換価の猶予」を受け、分納することができます。

### 【換価の猶予・職権型】

滞納者の事業継続、生活の維持を困難にするおそれがある財産の差し押さえを猶予し、または、解除することができます。

### 【換価の猶予・申請型】

※納期限から6ヶ月以内に申請する必要があります

### 【換価の猶予が許可されると】

- 差押さえがストップ
- 延滞税の全部または一部が免除に
- 猶予期間は最大2年。従来の制度と合わせれば最大4年

## 署名のお願い

### 消費税を5%に引き下げ

#### 複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める請願

- 消費税率を5%に引き下げること
- 消費税の「複数税率」と「インボイス制度」は直ちに廃止すること
- 庶民に重い不公平な税制を正して財源を確保すること

### ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名

被爆者は、すみやかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを、すべての国に求めます

### 安倍9条改憲NO!改憲発議に反対する全国緊急署名

- 安倍首相らがすすめる憲法9条などの改憲発議に反対します
- 憲法を生かし、平和・人権・民主主義、生活の向上が実現する社会を求めます

## 消費税を5%に下げろの声を巻き起こそう!

新潟民商では「消費税5%に引き下げよう!」の桃太郎旗を100枚、全支部で貼り出すことを決定しました。昨年10月の消費税増税の悪影響が日を追うごとに出ている現在、5%に引き下げることが中小業者の生きる道であることを会外にもアピールしようという狙いです。

家の前に貼ってアピールしたいという方は民商事務所までご連絡ください。



## 日程

- 3月17日(火) 共済会三役会議
- 3月24日(火) 三役会議
- 3月27日(金) 建設業許、婦人部三役会議

### 3・12前確認訪問!

#### 支部役員と共に!

亀田支部

3月6日(金)亀田市民会館に集まり今回3・12に参加される会員の御宅に直接行き、集合時間変更の旨と憲法9条の署名を集めるため4名の役員が集結してくれました。事務局を合わせ5名3班で参加される18件を回る事にしました。

今回集会は行わず30分遅らせての集合となる為、バスの時刻も変わったので新しいバス券を作成し渡しました。

訪問した会員さんからはコロナウイルスの心配の声も上がりましたが、きっちり対策を講じるので大丈夫と会員さんに伝えまわりました。

このような時だからこそ強い気概をもって行動を起こそうと事務局役員とも再度気合を入れなおした訪問となりました。



### 申告作成会を済ませ

#### 支部新年会開催!

黒崎支部

支部役員の丸山さん(建築業)が40余年前に建築した日本料理店の「山六」を会場に、3月6日に支部新年会が行なわれました。高橋支部長の挨拶で始まり、新型コロナウイルスをアルコールで消毒しようと盛り上がり、宴が進むにつれ支部申告会の話題になり、法人会員ながらも受付等を担当してくれた役員の竹内さん(便利業)や申告会参加者から感想が出し合われていました。消費税計算シートを用いて申告書作成に奮闘し完成させた丸山さんは、「税負担のみならず、このような専門家に頼らざるを得ないような事務負担を強いるのは言語道断。是正を訴えていかなければならない」、前支部長の長谷川さん(自動車販売)は「自分の身は自分で守れるように日頃から民商での自主記帳・自主計算を、これからも勧めていきたいと思います。」などの発言がされていました。

また、高橋支部長から、拡大が続いているコロナウイルス感染について、身近での状況の報告もされ、事業者の営業への影響を危惧していました。

## 雇用保険被保険者を雇用する事業主のみなさまへ 雇用保険被保険者

### 令和2年4月1日から、 すべての雇用保険被保険者について 雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっておりますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

### 令和2年4月1日からは、高年齢労働者※ についても、他の雇用保険被保険者と同様に 雇用保険料の納付が必要となります。

(※) 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。